

自動車の整備工場

(工場数については各年度3月末現在)

種別	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
認 証 工 場 注(1)	91,788	91,644	91,530	91,790	91,946	92,329
専 門 認 証 工 場 注(2)	7,270	7,397	7,560	7,772	7,906	8,063
優 良 認 定 工 場 注(3)	2,773	2,750	2,709	2,608	2,572	2,539
指 定 工 場 注(4)	30,104	30,107	30,106	30,118	30,144	30,012
整備売上高(億円) 注(5)	55,295	56,216	56,561	55,510	57,388	59,072

- 注(1) 自動車特定整備事業を行うために、一定の技術水準に達していることについて地方運輸局長の認証を受けたもの。
- (2) 認証工場のうちブレーキ装置など自動車の重要な装置別に地方運輸局長の認証を受けたもの。
- (3) 設備・技術・管理組織等が優れていることについて、地方運輸局長の認定を受けたもの。
- (4) 認証工場のうち特に優良であり、かつ、一定の基準の検査設備を有し、地方運輸局長の指定を受けたもの。この工場で所定の整備をし、検査を受けた自動車は、国で行う継続検査及び一部の自動車の新規検査に際して、現車の提示を省略できる。
- (5) 資料：「自動車整備白書」による。